

期限内に忘れずに
手続きを

住民税非課税世帯等が対象の給付金

市では、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円の「弘前市物価高騰緊急支援給付金」を支給しています。手続きの期限は10月6日（金・当日消印有効）です。

▼支給対象世帯 次の①～③に該当する人

①住民税均等割非課税世帯

②住民税均等割のみ課税世帯

※対象と思われる世帯には、確認書を7月上旬から送付しています。確認書をまだ提出していない

人は早めに提出してください。

③家計急変世帯

※申請書の提出が必要となります。申請を考えている人は早めに相談してください。

給付金の支給は、1世帯につき1回です。①～③は支給要件が異なりますので、重複して受給することはできません。

■問い合わせ・申請先 生活福祉課物価高騰緊急支援給付金担当（市役所1階、☎40-0460）

請求手続きを
忘れずに

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や審査事務等は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

▼対象 ①高齢基礎年金を受給し、①～③の要件を全て満たしている人

①65歳以上／②世帯全員の市町村民税が非課税／③前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約472万円以下の人

▼請求手続き 今年度から新たに基礎年金の受給権を得た人には、9月ごろから、日本年金機構より請求手続きの案内が届きますので、同封のものがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し郵送して下さい。請求手続きの案内が届い

てから3カ月以内に請求書が届くように提出すると、令和5年10月分からさかのぼって受給できます。

対象要件を満たしているにもかかわらず、請求手続きの案内が届いていない人は、基礎年金番号を確認の上、給付金専用ダイヤルへお問い合わせください。

なお、現在、年金生活者支援給付金を受給しており、引き続き要件を満たしている場合は、手続きは不要です。

▼注意事項 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

■問い合わせ先 給付金専用ダイヤル（☎0570-05-4092）／弘前年金事務所（☎27-1339）／国保年金課国民年金係（☎40-7048）

LINEで簡単に
通報できます

弘前市道路損傷等通報システム

市では、DX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みの一つとして、市が管理する道路施設に関する損傷や不具合などを、メッセージアプリのLINEを使って手軽に情報提供できる、「弘前市道路損傷等通報システム（以下、通報システム）」を試験運用しています。

◆DX…進化したデジタル技術を活用し、ビジネスだけでなく人々の生活をより良い状態へ変革するといった概念のこと。

▼試験運用の期間 令和5年11月30日（木）まで

▼使用方法

①LINE（QRコード）で通報システムを「友だち追加」

②通報システムのトーク画面下にある「通報メニュー」の「通報を開始」を選択

③道路の損傷などの種類を選択し、写真とスマートフォンのGPSによる位置情報を送信

④補足する情報をメッセージで送信



今後の活用方法を
みんなで考えます

3つの社会福祉施設を市へ移譲

令和6年4月1日より、弘前市社会福祉協議会が設置する次の3施設が市に移譲される予定です。

▼対象施設 ①弘前市社会福祉センター（宮園2丁目）／②弘前市身体障害者体育館（宮園2丁目）／③屋内ゲートボール場すば一弘前（石渡1丁目）

施設の利活用に関する市民懇談会を開催

施設の将来像について市から説明した後、今後必要だと思う新たな機能や事業展開、そのために必要な施設整備について、意見交換をします。

▼ところ 弘前市社会福祉センター

| 懇談のテーマ | とき | 定員 |
|--------------------------|------------------------|------------|
| 弘前市社会福祉センター・身体障害者体育館について | ① 10月7日（土）、午後1時30分～3時 | 各回30人（先着順） |
| | ② 10月19日（木）、午後6時～7時30分 | |
| 屋内ゲートボール場すば一弘前について | ③ 10月12日（木）、午後6時～7時30分 | |
| | ④ 10月21日（土）、午後1時30分～3時 | |

※①と②、③と④はそれぞれ同じ内容です。

▼参加料 無料

⑤「通報メニュー」の「通報を終了」を選択

▼通報への対応

①通報に関する受信確認は、平日の午前8時30分～午後5時です。

②通報システムは、維持管理のための情報収集を目的としており、通報内容への応答は自動応答です。通報内容へ個別に返信することや、対応状況を連絡することはありません。

③通報への対応は、期間を要することがあります。また、損傷などの状況によっては、経過観察などの対応とする場合があります。

④通報の内容およびその対応結果は、月1回程度、市のホームページで公表します。

▼注意事項 通報する時は、個人が特定できる住所などの情報を送信しないで下さい。

操作方法や注意事項などの詳細は、市ホームページ（QRコード）で確認を。

■問い合わせ先 道路維持課維持係（☎32-8555）



申し込み・申請期限
11月30日（木）

木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

市では、木造住宅やブロック塀等の耐震化を進める市民を支援するため、次の①～③の事業を実施しています。

①木造住宅の耐震診断員を派遣（先着順）

自己負担額
1万1,000円
（200㎡以下の場合）

②木造住宅耐震改修補助金（建て替えも対象／先着順）

最大
100万4,000円を補助

③ブロック塀等耐震改修補助金（除却工事も対象／先着順）

最大
12万円を補助

①の申込書、②・③の交付申請書は市ホームページに掲載しているほか、建築指導課（市役所3階）で配布しています。

条件等がありますので、希望する人は事前に問い合わせをするか、市ホームページで詳細をご確認ください。

■問い合わせ・申込先 建築指導課（☎40-7053）